事　業　名	【拡充】 地域再エネ導入に向けた調査事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
10,700				7,500	3,200
事業期間	令和５年度		（単年度事業）	総事業費	

島原市地域再エネ導入調査事業

【事業目的】

2050年脱炭素社会の実現に向けた地域づくりを目指し、本市の現状等の分析、再生可能エネルギーポテンシャル・温室効果ガス排出量等の各種調査を行い、地方公共団体実行計画（区域施策編）へ反映させる関連目標の設定、地域との連携による再生可能エネルギーの導入拡大など脱炭素社会の実現に向けた将来ビジョンや具体的施策等を検討します。

【事業概要】

1．基礎情報の収集と現状分析
2．温室効果ガスの排出量の推計
3．地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成
4．再エネ導入目標等の作成
5．必要な施策及び指標の検討
6．合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催

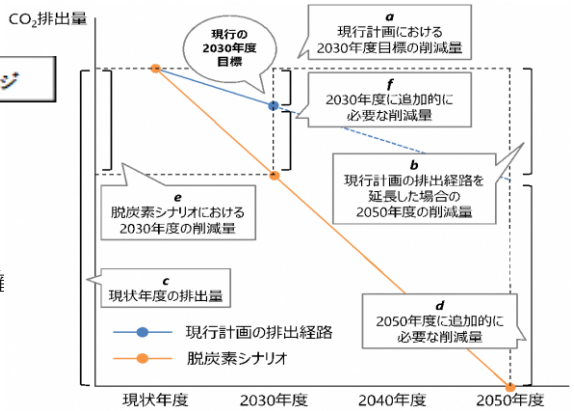

《島原水素蓄エネルギープロジェクト（仮称）》

【事業目的】

太陽光や風力発電といったゼロカーボンの電気で水を分解し、発生した水素を貯蔵して燃料電池で電力に還元することにより、様々な用途への活用が考えられます。

今回の事業で、水素蓄エネルギーの島原市への導入可能性を調査し、電気自動車の普及等の活用策を検討します。

【事業概要】

長崎総合科学大学との連携協定を締結し、庁内推進体制の構築及び情報収集、関係機関の選定、事業の進め方等を検討します。

また、島原水素蓄エネルギープロジェクト研究会（仮称）を設立し、年３～４回の協議会を開催して、関連企業等を随時協議に加えつつ、導入可能性を検討します。

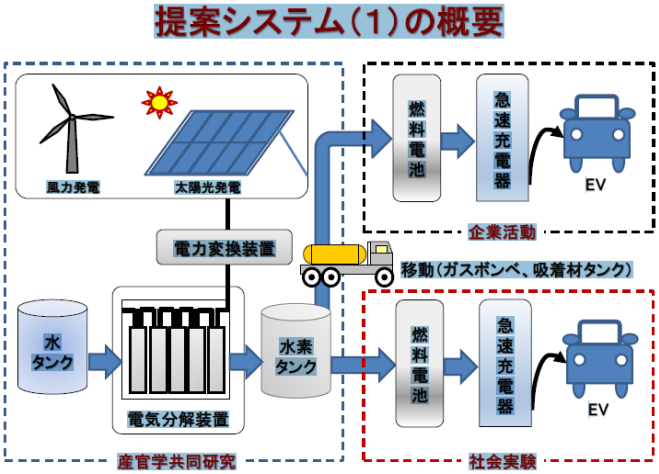

科目	4款	1項	2目	目名称	環境衛生費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	研究会の設立準備	脱炭素社会に向けた各種調査及び施策の検討、島原水素蓄エネルギープロジェクト研究会（仮称）による、導入可能性等の検討	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定及び水素蓄エネルギー活用に向けた事業の具体化

事　業　名	【継続】 火葬場設備更新事業				
当初予算額	財　源　内　訳　（単位：千円）				
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
25,600			25,600		
事業期間	平成２６年度～			総事業費	

【事業目的】

しまばら斎場は平成１７年の供用開始から１７年が経過し、火葬炉等の性質上、経年劣化が激しい設備であるため、状況を見ながら計画的に設備の更新を行います。

【事業概要】

火葬炉は、火葬時に高温にさらされ、収骨時は平温に冷却され、高温と平温を毎日のように繰り返すため、急激な熱膨張と収縮により、損耗が激しい設備であり、火葬炉を継続的に使用するには計画的な機器更新が必要となります。令和５年度は、３炉ある火葬炉の中で未更新で炉内の損耗が激しく、排気に支障が出ている２号炉の耐火物全面積替と、排気、廃熱効率改善のため熱交換器の交換工事を行います。

■火葬炉設備の構成

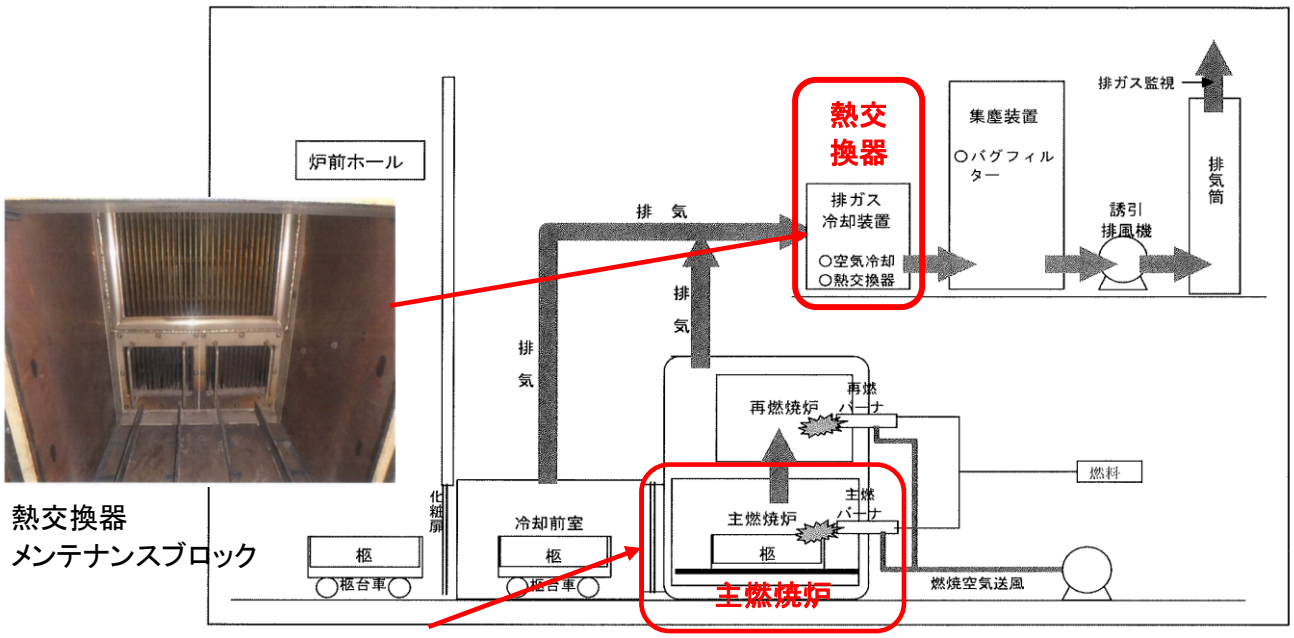

主燃焼炉

主燃焼炉【排煙吸込口下がりアーチ）

科　目	4 款	1 項	3 目	目名称	火葬場・墓地管理費	環境課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	Ｈ２６、２７、２８年度に熱交換器の交換、Ｒ元年度に１号炉の耐火物全面積替、Ｒ３年度に排気系（排気ファンオーバーホール、バグフィルターろ布取替、熱交換器メンテナンスブロック交換１炉）、Ｒ４年度に排気系（熱交換器メンテナンスブロック交換２炉）、３号炉の耐火物全面積替の更新を実施。			２号炉の耐火物全面積替及び２号炉熱交換器交換工事を行います。		動力盤、炉操作盤の更新などを行います。

事　業　名	【継続】 市営墓地整備事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
7,200			7,200		
事業期間	令和４年度～			総事業費	

【事業目的】

市営墓地（２５カ所）における必要な設備の営繕を行い、墓地利用に支障がない環境を保持します。また、市有墓地（２０カ所）における境界法面等の補修整備により、市有地を保全し利用者の安全を確保します。

【事業概要】

○市営折地墓地給水管布設替工事　　有明町湯江甲269番地

○市営寺高野墓地給水管布設替工事　　有明町湯江乙724番地

【理由】

給水管の老朽化により多発する漏水に対応するため、給水管の布設替えを行います。寺高野墓地については、併せて排水路も整備します。

○人塚墓地整備工事　　出の川町甲1554番地

【理由】

人塚墓地河川付近の路肩及び法面が一部崩壊しており危険な状況にあります。そのため、路肩及び法面を保護するための補修工事及び、落下防止のフェンスを設置し、墓地利用者の安全を確保ます。

○折地墓地

○寺高野墓地

○人塚墓地

科目	4款	1項	3目	目名称	火葬場・墓地管理費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	市営上野田墓地法面補修工事	市営折地墓地、市営寺高野墓地給水管布設替工事、人塚墓地整備工事	市営墓地水道給水管布設替工事、法面補修工事等

事業名	【継続】 予防接種事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
160,895	1,402	3,233		13,119	143,141
事業期間	昭和２３年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や高齢者がかかる病気で最も多いのが感染症です。予防接種法に基づき予防接種を行うことで、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防します。

【事業概要】

予防接種の意義や接種間隔等を個人通知等で対象者に周知し実施します。

- 定期予防接種Ａ類疾病は無料、Ｂ類疾病は接種費用の一部を助成
- 小児インフルエンザ予防接種の一部助成を実施
- 令和元年度より成人男性を対象に風しんの定期接種を実施
- 令和２年10月よりロタウイルス予防接種が定期接種化
- 令和４年４月より子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨の再開・キャッチアップ接種（令和７年３月までの時限措置）

定期予防接種
（予防接種法に定める予防接種）

【乳幼児期～】（A類疾病）
- ヒブ　・小児用肺炎球菌
- B型肝炎　・不活化ポリオ
- 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）
- 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）
- BCG　・水痘
- 麻しん風しん混合（MR）
- 日本脳炎
- 二種混合（ジフテリア・破傷風）
- 子宮頸がん予防
- ロタウイルス

【成人男性】（A類疾病）
- 風しん
（S37.4.2～S54.4.1生まれの男性）

【高齢期】（B類疾病）

ワクチンの接種で病気を予防し、子どものすこやかな成長と高齢者等の健康的な生活を支援します。

任意予防接種
（市独自の事業）

【乳幼児～中学生】

- 小児インフルエンザ〔一部助成〕

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	子宮頸がん予防ワクチンの積極定期勧奨の再開・接種の機会を逃した方のキャッチ・アップ接種の開始（R4年度からR6年度まで）	子宮頸がん予防ワクチン９価ワクチンの使用開始。四種混合ワクチンの接種開始年齢の引き下げ。	引き続き実施予定

当初予算書
165P

事業名	【継続】 救急医療対策在宅当番医制事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,398				5,398	
事業期間	昭和６０年度～			総事業費	

【事業目的】

市民の安心確保と健康保持を図るため、島原市医師会の協力を得て、日曜、祝日、年末年始における初期救急患者の医療について、医療機関の輪番制により外来診療を行います。

【事業概要】

各医療機関の当番日の調整及び実施を一般社団法人島原市医師会に委託し、運営にかかる経費の一部を助成します。
（１実施医療機関につき、１日あたり３４，６００円）

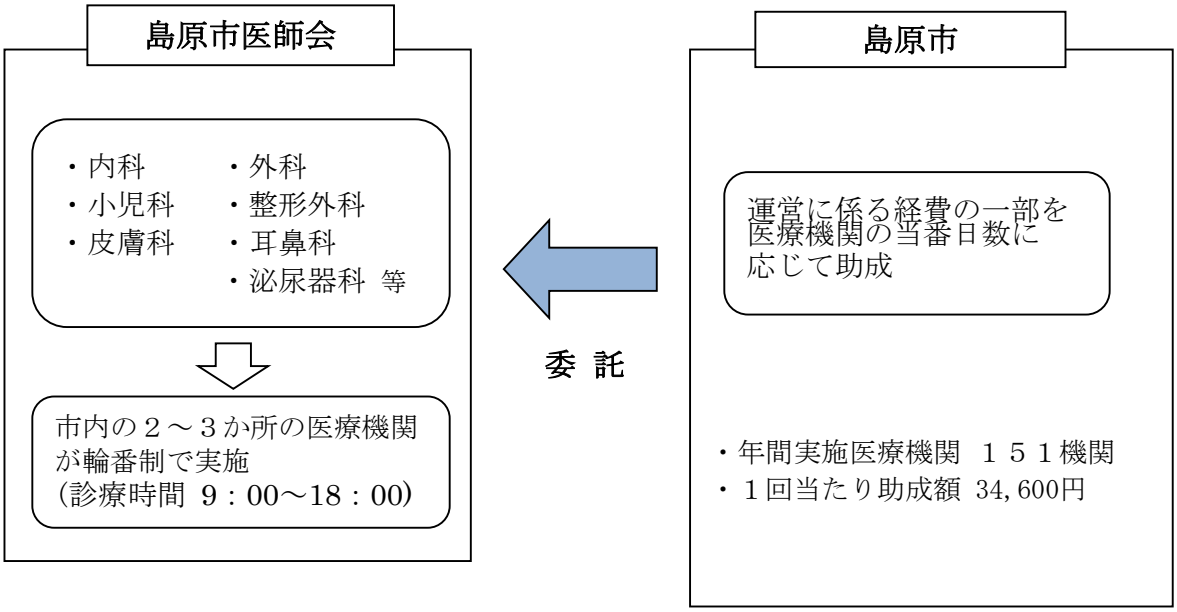

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 小児の休日診療事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
23,328				23,328	
事業期間	平成２３年度～			総事業費	

【事業目的】
長崎大学から小児科専門医の派遣を受けて島原病院内で「小児の休日診療事業（土曜日午後６時～日曜日午後５時）」を行うことで、島原半島地域における小児医療の充実を図るとともに、小児医療機関の減少や高齢化が進み疲弊が懸念される地元小児科医の負担を軽減します。

【事業概要】
《事業主体》　島原市、雲仙市、南島原市、島原市医師会、南高医師会が共同で実施（運営は島原市医師会に委託）

平成２３年度～２７年度　長崎県地域医療再生基金を活用（県補助１０／１０）
・平成２７年度で基金事業終了。他の補助事業活用を模索するも、該当制度なし。

平成２８年度～　一般財源で対応
・半島三市で過去３年間の受診者割合に応じて負担し、他の二市から負担金を受け入れます。

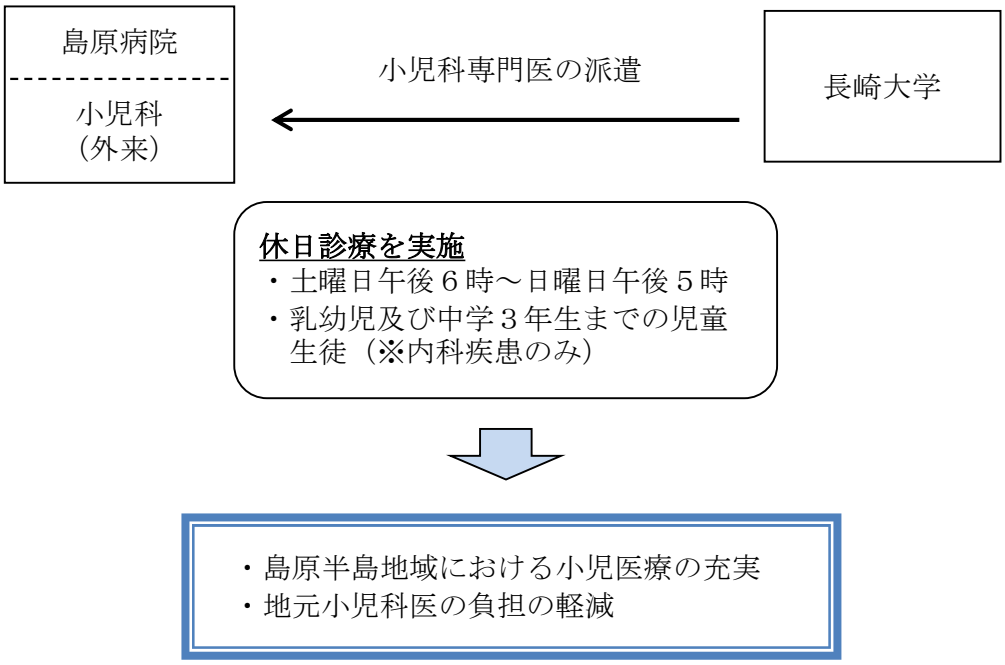

科目	４款	１項	４目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
165P

事業名	【継続・人口減少対策】 長崎県病院企業団運営事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
44,400					44,400
事業期間	平成２１年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県病院企業団は、地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県と関係５市１町が地方公営企業法を全部適用した一部事務組合（企業団）として平成２１年４月１日に設立、平成２７年４月１日から壱岐市が新たに加入し、各地域における基幹病院等の運営を行っています。

企業団による効率的な運営により、医師の確保をはじめ各地域の医療機能の維持・充実と経営基盤の強化を図ります。

【事業概要】

長崎県島原病院の運営にかかる経費を長崎県と島原半島三市で、長崎県病院企業団本部の運営経費を長崎県と構成市町で負担します。
負担割合は、長崎県病院企業団構成団体負担要綱に基づき算出されます。
（県１／２、半島三市１／２）

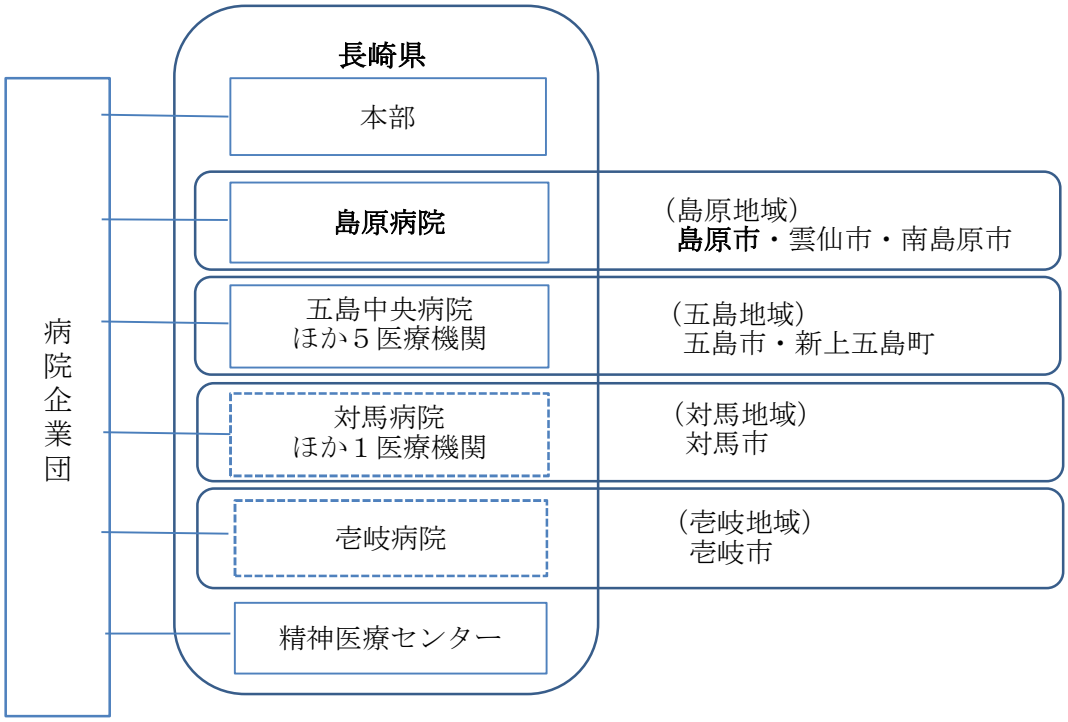

科目	４款	１項	４目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
165P

事　業　名	【継続・人口減少対策】 病院群輪番制病院運営事業費負担金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,938					5,938
事業期間	昭和５３年度～			総事業費	

【事業目的】

休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療について、島原半島内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により初期救急医療施設からの転送患者や救急搬送患者の受け入れを行い、市民の安心確保と健康保持を図ります。

【事業概要】

・実施医療機関は６機関
　東ブロック（島原病院、柴田長庚堂病院、泉川病院）
　西ブロック（愛野記念病院、公立小浜温泉病院、哲翁病院）

・島原病院を除く５医療機関の輪番制運営にかかる経費の一部について、医療機関の当番日数に応じて三市で補助します。

※ 補助単価 ： ７１，０４０円×０．３３３３×実施日数
※ 三市の負担割合 ： 均等割 ３０％、人口割 ７０％

・三市は２年ずつ輪番で事務局を受け持ち、事務局となった市が他の二市から負担金を受け入れ、医療機関へ補助金として支出します。
令和４年度、５年度は雲仙市が事務局となります。

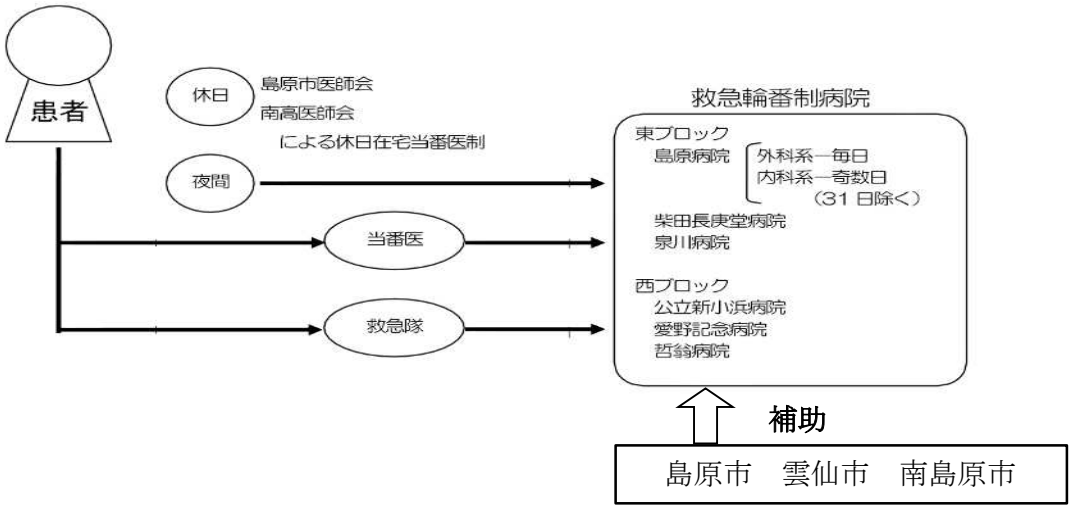

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
165P

事業名	【継続】 歯科休日診療当番医制補助金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
300					300
事業期間	平成２２年度～			総事業費	

【事業目的】

日曜、祝日、年末年始における急な口腔疾患や傷病に対し、安心して適切な医療を受けられるよう、島原南高歯科医師会が実施している輪番制による休日診療制度について、運営に必要な経費の一部を補助します。

【事業概要】

《事業主体》　島原市（雲仙市、南島原市でも実施）

・島原半島内の２か所の診療所が輪番制で休日診療を実施し、運営にかかる経費の一部を、島原市内の診療所の当番日数に応じて補助します。
（補助単価：１実施診療所につき、１日あたり５千円）
（当番診療所が雲仙市、南島原市の場合は、島原市と同一内容で各市が補助）

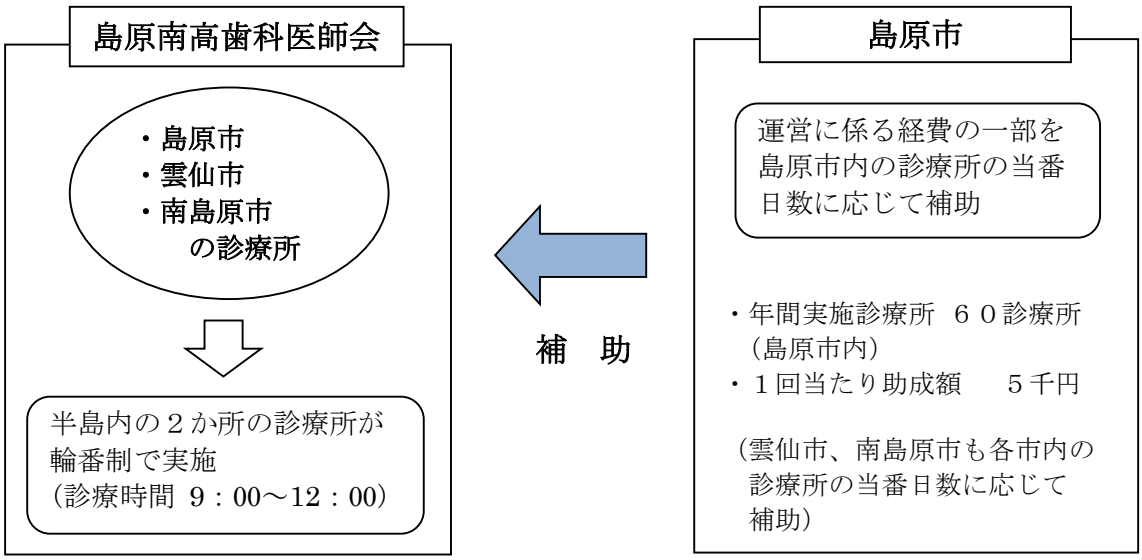

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
165P

事　業　名	【継続】 島原地域小児医療研究室寄附金				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,780				5,780	
事業期間	平成２６年度～			総事業費	

【事業目的】

長崎県及び島原半島三市の寄附により、平成２６年４月に長崎大学が島原病院を研究拠点として「島原地域小児医療研究室」を開設し、研究に従事する２人の小児科専門医が島原病院の小児科診療に従事することにより小児科が再開されております。

引き続き寄附を行い、安定した小児医療提供体制の確保を図ります。

また、小児医療の研究・教育活動が行われることにより、小児医療の向上が図られます。

【事業概要】

長崎大学から２人の小児科医師を島原病院に配置し、島原地域の小児医療の研究・教育活動を行うとともに、島原病院の小児科での診療を行います。

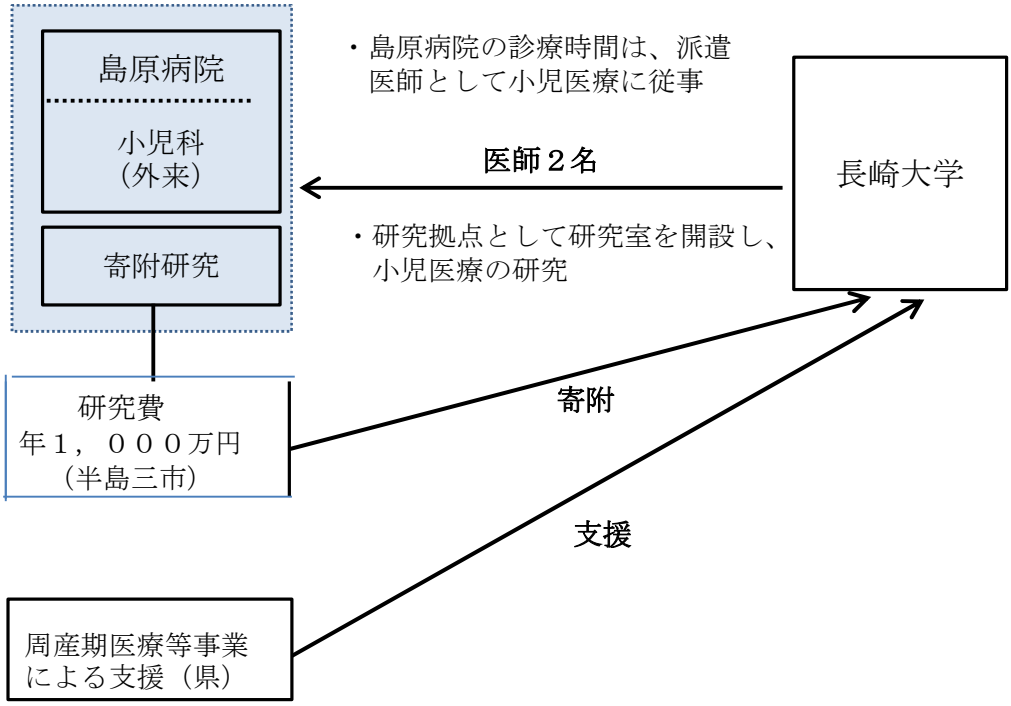

科目	４款	１項	４目	目名称	健康対策費	福祉課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
167P

事業名	【継続】 健康増進事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
13,036		647		2,568	9,821
事業期間	平成２０年度～			総事業費	

【事業目的】

市民の健康増進を目指して、健康づくりの講座や健康相談を実施するとともに、健康づくりを推進する団体の育成支援を行います。

また、関係団体等との連携により地域ぐるみで市民の健康づくりを推進します。

【事業概要】

■生活習慣病予防、介護予防、家族介護の支援

訪問指導（保健師、栄養士）

健康づくり
生活習慣病予防

■健康づくりを推進する団体の育成支援

ウォーキングサークル
スクエアステップサークル

■健康管理や健診等の記録のために

健康手帳の交付

■健康に関する知識の普及

健康教室
運動教室
栄養教室

■心身の健康に関する相談、病気の予防

健康相談
保健師、栄養士による健康相談
（血圧測定・尿検査・健診結果説明など）

骨粗鬆症予防栄養相談
栄養士による食事指導

成人歯科相談
歯科衛生士によるお口の健康相談
（歯周病予防、ブラッシング指導など）

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続】 人間ドック・脳ドック事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
16,706				11,091	5,615
事業期間	平成１１年度～			総事業費	

【事業目的】

人間ドック及び脳ドック健診を実施することにより、健康状態のチェックを行い、生活習慣病を始めとする病気や異常の早期発見・早期治療につなげます。

【事業概要】

≪対象者≫４０歳以上の住民(脳ドックについては後期高齢者医療被保険者を除く)

人間ドック

●市内人間ドック＜市内指定10医療機関で受診＞
【 実施時期 】 6月～3月　　【自己負担金 】 あり

◇ 半日コース 【 定 員 】 40人

健診項目(問診、身長・体重・腹囲・視力・聴力・血圧測定、内科的診察、血液検査、便潜血検査、尿検査、胸部ｴｯｸｽ線検査、心電図、骨粗鬆症検査、結果生活指導、医師の判断による選択検査として肝炎ｳｲﾙｽ関連検査、腫瘍ﾏｰｶｰ検査)

◇ １日コース 【 定 員 】 165人

健診項目(半日コース＋腹部超音波検査、胃部ｴｯｸｽ線検査または胃内視鏡検査)

●市外人間ドック＜市外指定3医療機関で受診＞
【 募集時期 】 5月　　【 定 員 】 258人
【 自己負担金 】 あり

◇ 日帰りコース
◇ 1泊2日コース

生活習慣病を始めとする病気や異常を早期発見し、健康をチェックすることで、生活の改善に努めます

脳ドック

●市内指定3医療機関
【 募集時期 】　５月
【 定 員 】250人
【 自己負担金 】あり

●標準検査項目
・診察・身体測定・血圧・脈拍
・脳MRI・MRA検査及び頸部MRA検査
・循環器系検査(心電図)
・腎機能検査(検尿)
・血液検査
※医療機関によってはオプションあり

脳卒中は、死因や寝たきりの原因の上位を占め、認知症の原因ともなっているため、脳ドック受診により脳疾患の予防に努めます

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ ＊人間ドック自己負担額４割 ＊市外人間ドック定員258人とします。 ＊脳ドック自己負担額を令和4年度と同額とします。	上記事業概要と同じ

事業名	【継続】 検診事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
91,406	688	1,919		2	88,797
事業期間	昭和58年度～			総事業費	

【事業目的・事業概要】

各種がん検診等を実施することにより、がん等疾患の早期発見・早期治療につなげ、また、がんの予防に関する知識の普及・啓発を行うことにより、市民の健康増進を図ります。市内に住所を有する下記の対象者に年度に１回、各種がん検診を助成します。

※満70歳以上・後期高齢者医療被保険者・市民税非課税世帯・生活保護世帯は自己負担金無料。
（保険証や証明書等が必要）

検診等の種類	対象者	受診方法・時期	自己負担金
結核・肺がん検診	40歳以上	集団検診(6・7月、11月、2月)	無料
		個別検診(8～11月)	600円
胃がん検診	40歳以上	集団検診(10月・2月)	600円
		個別検診(5月～3月)	1,200円
大腸がん検診	40歳以上	個別検診(6月～3月)	600円
子宮がん検診	20歳以上の女性	集団検診(8月、2月)	500円
		個別検診(4月～3月)	頸部800円 頸体部1,100円
乳がん検診	40歳以上の女性	集団検診(8月、2月)	600円
	30歳以上の女性	個別検診(4月～3月)	600円
骨粗鬆症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	集団検診(8月、2月)	400円
肝炎ウイルス検査	40歳以上(未受診者のみ)	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料
前立腺腫瘍マーカー(PSA)検査	40歳以上	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料
健康診査	40歳以上生活保護者	集団・個別健診(特定健診と同時実施)	無料

がんの早期発見・早期治療及び受診率向上を目指します

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮・乳・胃・肺・大腸がん検診について郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行います。

2. 子宮がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

初年度の受診対象者(子宮頸がん:20歳、乳がん:40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布します。

3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮・乳・胃・肺・大腸がん検診の精密検査未受診者に対して郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行います。

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	・上記概要にて検診を実施 ・平成28年度から検診委託料は自己負担金を差引いた額としております。 ・令和元年度から結核・肺がん検診の個別検診を実施しております。 ・令和3年度から自己負担額を増額しております。	・上記概要にて検診を実施	引続き実施予定

事業名	【継続】 介護予防事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
7,290				7,290	
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】

住み慣れた地域でいきいきと元気に生活することができるよう、６５歳以上の市民を対象に、健康教育や健康相談を実施し、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防活動を支援します。

【事業概要】

■地域の人と交流し
閉じこもりを予防するために

高齢者ふれあいサロン
各地区のサロンへ講師を派遣し健康講話や健康相談を実施

あかね会（独居高齢者会食会）
血圧測定と健康講話

■病気の予防のために

健康相談
保健師による健康相談
栄養士による食事指導
血圧測定、尿検査など

健康教育講座（出前講座）
公民館事業（高齢者学級）に医師等を派遣し健康講話を実施

■寝たきりを予防するために

転倒予防体操サークル・教室
転倒予防体操の実践
体力測定・健康講話
自主活動の支援

自主グループ（元気かい）の支援
体力測定の実施

高齢者が輝くまち
目標：健康寿命の延伸
生活の質の向上

■認知症を予防するために

認知症予防サークル・教室
認知症予防の講話
脳の活性化トレーニング

■お口の健康のために

成人歯科相談
歯科衛生士による相談
ブラッシング指導

■健康な身体づくりのために

運動・健康教室
大学講師による健康講話・運動など
芝生でいきいきワンデー

栄養教室
栄養士による講話・食事指導など

自主活動支援
スクエアサークル、ウォーキングサークル活動での運動指導士・保健師による講話等の支援

■早期に必要な支援へつなげるために

うつ・閉じこもり予防事業
介護状態となることを予防するため、介護保険未認定者の自宅を訪問し、うつや閉じこもりのチェックを行い、必要な支援へつなげます

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定	引き続き実施予定

事　業　名	【継続】 島原市健康増進計画策定業務				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国　費	県　費	地方債	その他	一般財源
1,666					1,666
事業期間	令和５年度　（単年度事業）			総事業費	

【事業目的】

健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るとともに、保健・医療・福祉だけでなく、生活習慣病及び社会環境の改善を通じて、こどもから高齢者まですべての市民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、さまざまな世代に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指すものです。

【事業概要】

健康づくりアンケートの実施
対象：4,000人（15歳～84歳　無作為抽出）

↓

検討委員会
①健康課題の協議
②素案の協議

↔

幹事会
①基本方針の検討
②素案の検討

↔

策定委員会
①基本方針の審議
②素案の審議

↓

パブリックコメント

↓

●計画書の作成

●概要版の作成

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	H25年度に第2次計画策定 計画期間：H26年度～R5年度 H30年度に中間評価を行い計画の見直しを行いました。	R5年度に第3次計画を策定 計画期間：R6年度～R17年度	第3次計画をもとに各種保健事業を実施し、計画の推進を図る。 R11年度に中間評価、計画の見直しを行います。

当初予算書
171P

事業名	【継続】 歯科保健事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,565					2,565
事業期間	平成１８年度～			総事業費	

【事業目的】
生涯を通して、各歯科健康診査、歯科相談、フッ素塗布事業等を実施し、歯・口腔の健康づくり、むし歯・歯周病予防対策を推進します。

【事業概要】

●乳幼児期●

【乳幼児歯科健診（母子健康診査に併設）】
〈健診名〉
1歳6カ月児健診、3歳児健診
〈内容〉
歯科医師による診察、指導、健康教育、
歯科衛生士によるブラッシング指導

【フッ化物洗口推進事業】
〈対象者〉
保育所・認定こども園に通う年中児及び年長児
〈内容〉
各保育所・認定こども園で園歯科医師の指導のもと実施

【フッ素塗布事業（南高歯科医師会委託）】

	幼児健診における集団フッ素塗布	歯科医院における個別フッ素塗布（R3～実施）
対象者	１歳６か月児 ３歳児健診受診者	満１歳～満３歳児
内　容	フッ素塗布・ブラッシング指導	

●成人期●

【妊産婦歯科健診（南高歯科医師会へ委託）】※R3～実施
〈対象者〉
妊婦及び産婦（各1回ずつ）
〈内容〉
歯科医院での歯科健診

【成人歯科相談】
歯科衛生士による、歯と口腔内の個別相談
※各種がん検診・特定健診結果説明会場に併設

〈小児の年齢別むし歯有病率〉

急増

	1歳6カ月児		3歳児健診	
	R2	R3	R2	R3
島原市	0.63%	0.75%	16.34%	18.20%
長崎県の平均	1.28%	1.11%	18.68%	15.39%

（「長崎県歯科疾患実態調査」より）

〈6024運動・8020運動達成者率〉

	6024運動	8020運動
島原市	46.0%	34.1%
長崎県平均	56.3%	30.2%

（「健康しまばら21（第2次）中間評価」より）

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

当初予算書
173P

事業名	【継続・人口減少対策】 母子保健事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
41,400	1,455			33,760	6,185
事業期間	昭和４０年～			総事業費	

【事業目的】

安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援するとともに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健法及び発達障害者支援法などに基づき各種の母子保健事業を推進します。

【事業概要】

●**妊娠期、出産直後**（安心して妊娠、出産を迎えられるよう支援します。）

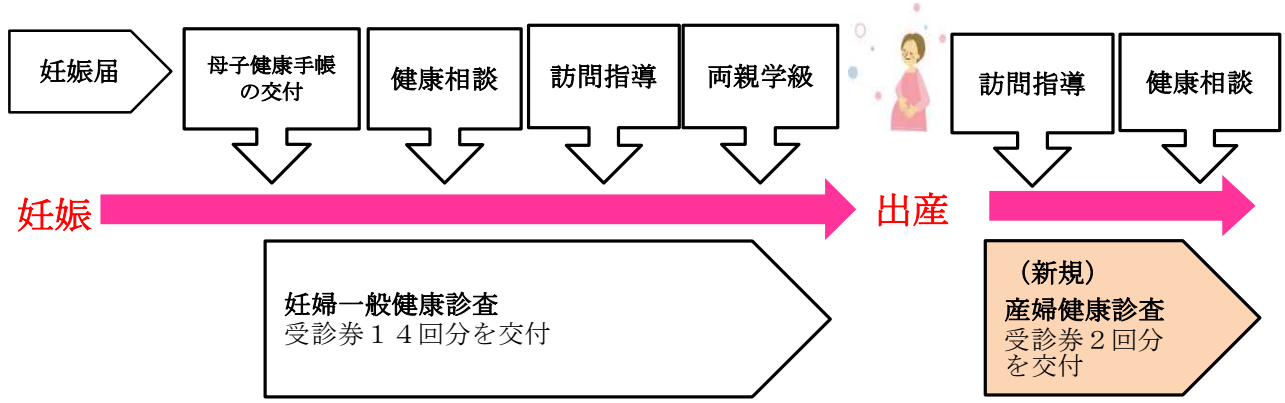

●**乳幼児期**（乳幼児の疾病の早期発見、健康の保持増進を図ります。）

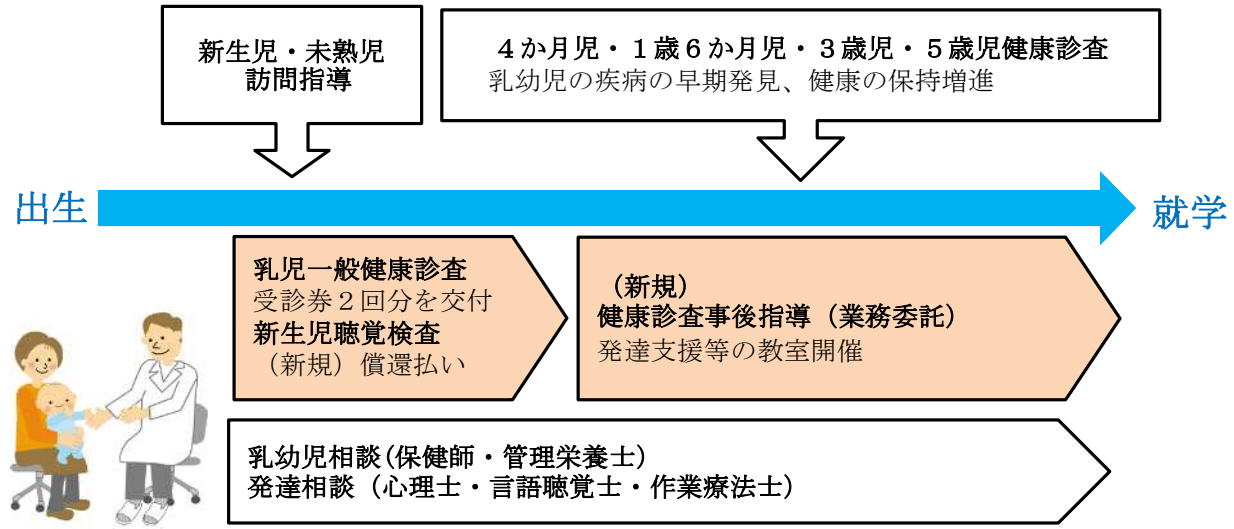

科目	４款	１項	４目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事　業　名	【継続・人口減少対策】 いきいき健康ポイント事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
634				634	
事業期間	平成２７年度～			総事業費	

【事業目的】

健康づくりに自ら取り組む意識を促すことで健康づくりの習慣化を図り、生活習慣病等を予防するとともに知識の普及・啓発を図ります。

【事業概要】

２０歳以上の市民を対象として、希望者にポイントカードを配付し、特定健診・がん検診等の受診、健康教室等への参加、市が推奨する自己目標メニューの実践等の取り組みに対しポイントを付与し、ポイントカード提出時に５０ポイント以上を達成した人へ参加賞を進呈します。

また、抽選で島原スペシャルクオリティ（SQ）商品を贈呈します。

ポイントカードをもらう

●希望者にポイントカードを配付

↓

ポイントを貯める

●各自が健診の受診や健康づくりに取り組みます。
①各種検診・健康診査を受診（必須）
→受診日、受診場所をカードに記録します。
②健康教室・健康教育講座・介護予防教室等に参加
→参加時にカードにスタンプを押します。
③市が推奨する自己目標メニューを実践
→自己目標を実践した日付をカードに記録します。

↓

ポイントカードを提出（参加賞）

●ポイントカードの提出（※１人につき１回限り）
・５０ポイント以上が貯まったら、カードを提出します。
●カードの提出者に参加賞を進呈

↓

抽選
・ＳＱ商品の贈呈

●応募者の中から、抽選でＳＱ商品を贈呈
・市長賞…３人　・１等…３人　・２等…５０人
（10,000円相当）　（5,000円相当）　（3,000円相当）

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
175P

事業名	【継続・人口減少対策】 特定不妊治療費助成事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
2,108				2,108	
事業期間	平成２７年度～			総事業費	

【事業目的】
不妊治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不妊治療を支援します。

【事業概要】

近年、妊娠を考える年齢が上昇している事もあり、男女ともに加齢により妊娠成立が難しくなっています。それに伴い、全国調査では、不妊の検査や治療経験があるものが5.5組に1組（H27年）から4.4組に1組（R3年）と増加しています。

不妊治療開始

【対象年齢】４３歳未満（初めて助成を受ける際の妻の治療開始時の年齢）
【対象となる治療】生殖補助医療（体外受精、顕微授精）
【対象条件】法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人

①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ在住している人
②長崎県が実施する特定不妊治療費助成金の交付を受けている人　（注１）
③前年の夫婦の所得の合計が７３０万円未満の人
④市税等を完納している人
⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

【助成回数】　1回
（ただし、これまでに助成上限回数に達している方は対象外）
≪助成回上限回数≫・治療開始４０歳未満⇒通算６回
・治療開始４０歳以上４３歳未満⇒通算３回

（注1）長崎県での特定治療費助成事業は、R3年度末をもって終了し、R4年度より経過措置中。R4.4月より、有効性・安全性が確認された治療については、保険適用となっています。それに伴い、保険適用せずに一連の治療を受けた者（R4.4月以前より採卵及び採卵の準備をしていた者）については、経過措置として1回のみ助成。

申請

【助成金交付】
特定不妊治療費から県助成金を差し引いた額で、**１回あたり10万円を上限**

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	令和２年度より上限額を10万円に増額し、助成開始。	上記事業概要と同じ （今年度までの見込み）	事業の見直し

事業名	【継続・人口減少対策】 不育治療費助成事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
201				201	
事業期間	平成２７年度～			総事業費	

【事業目的】

不育治療を受ける者の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを望む夫婦の不育治療を支援します。

【事業概要】

不育症
妊娠はするけれども、流産や死産、新生児死亡を繰り返して結果的に子どもが持てない場合を不育症という。不育症でも、検査をし、必要により治療することで80%以上の人が出産することができるという報告があります。

不育症と診断　治療開始

【対象者】
法律上の婚姻をしている夫婦で、①～⑤の要件をすべて満たす人
①夫または妻のどちらかが市内に住所を有し、かつ在住している人
②不育症と診断されている人
③前年の夫婦の所得の合計が７３０万円未満の人
④市税等を完納している人
⑤他の市町村で実施している同様な事業の助成を受けていない人

【助成となる経費】
・県内の医療機関で実施する不育治療及び検査にかかるる経費。
・保険適用外の経費に限らず、保険対象の自己負担についても助成の対象。
（R4年4月より、有効性・安全性が認められた治療及び検査は、保険適用となっています。）
・第１子に限らず、第２子以降の妊娠にも適用

申　請

【助成金交付】
１つの妊娠にかかる治療に対し、**１０万円を限度**
（年間２回を限度とし、３年間）

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	平成27年度より新規事業 上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 産後ケア事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
5,003	2,501				2,502
事業期間	平成３０年度～			総事業費	

【事業目的】

退院後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、母体の体力の回復及び母体ケア並びに乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施します。

【事業概要】

〈対象者〉　・産後１歳未満の母子
　・産後に心身の不調又は育児不安等がある者
　・その他特に支援が必要と認められる者

〈実施方法〉　産婦人科医院、助産師会等に委託して実施
　・宿泊型：宿泊により、産婦人科医院等でケアを行います。
　・デイサービス型：日中、産婦人科医院等でケアを行います。
　・アウトリーチ（訪問）型：助産師等が自宅を訪問してケアを行います。

〈自己負担金〉　約１割

〈ケアの内容〉
　①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
　②母親の心理的ケア
　③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
　④育児の手技についての具体的な指導及び相談
　⑤生活の相談、支援

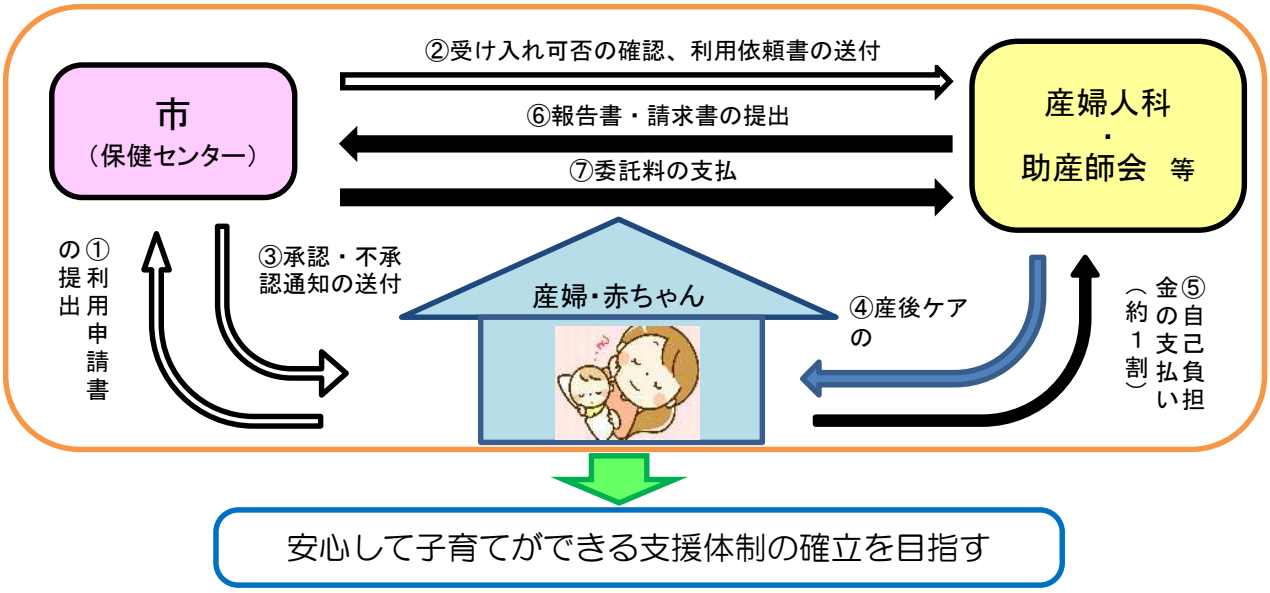

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	対象者：産後４か月未満の母子 自己負担金：約２割	上記事業概要と同じ （対象者と自己負担金を変更）	引き続き実施予定

当初予算書
175P

事業名	【継続】 子育て世代包括支援センター経費				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,971	2,646	661			664
事業期間	令和３年度～			総事業費	

名　　称：島原市子育て世代包括支援センターおひさま
設置場所：島原市保健センター内（執務室、子育て支援室）
設置時期：令和３年１０月
目　　的：妊産婦、乳幼児等の実情を継続的、包括的に把握し、関係機関との既存の協力体制を活用し、切れ目のない支援を提供する協力体制を構築します。
また、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に必要に応じて個別の支援プランを作成し、必要な情報提供・保健指導等を行うことにより、きめ細かい支援を行います。
体　　制：母子保健コーディネーター（助産師等）と子育て支援コーディネーター（保育士等）を配置し、「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を活かします。

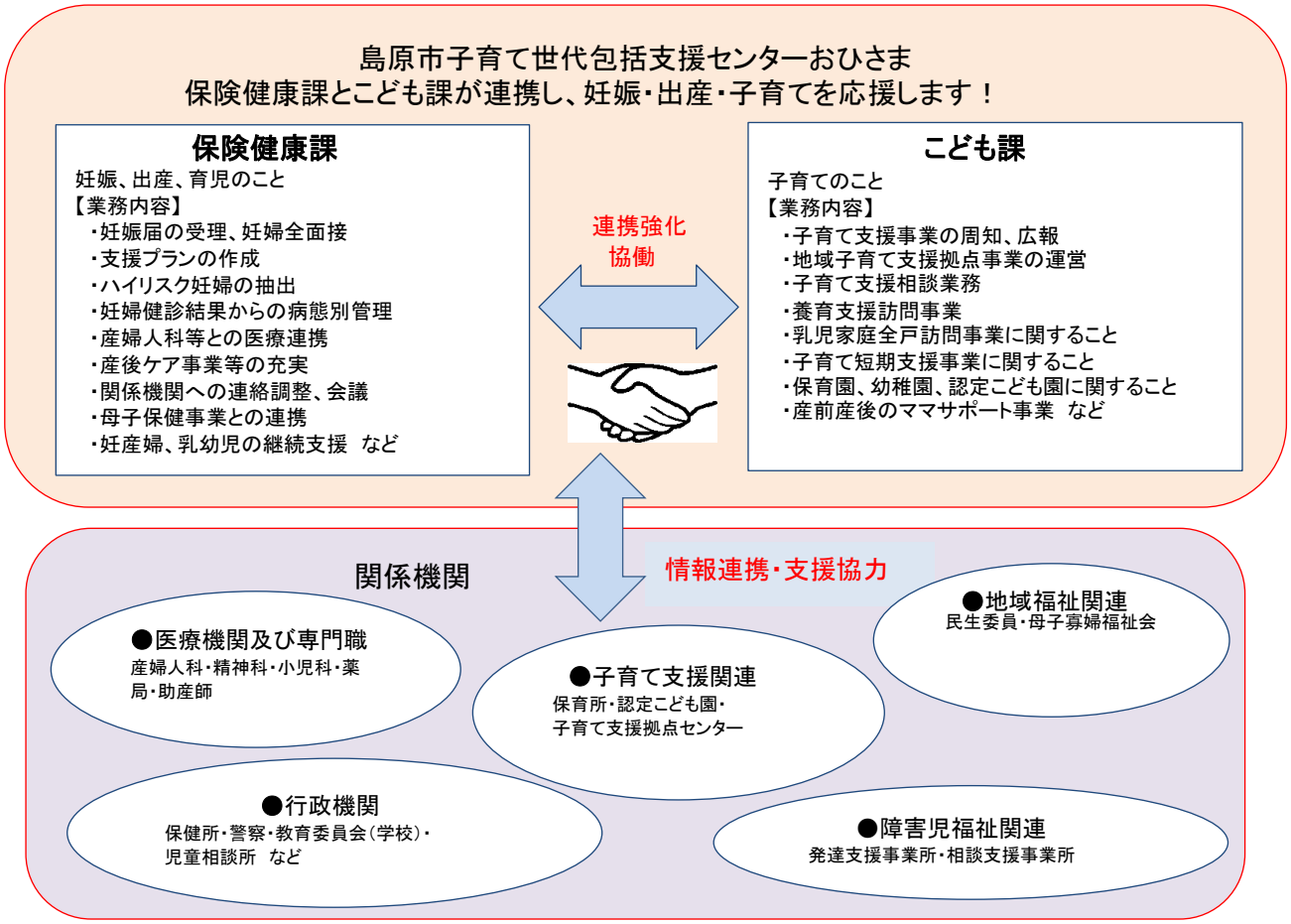

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
177P

事業名	【継続・人口減少対策】 出産・子育て応援交付金				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
37,970	25,014	5,985			6,971
事業期間	令和４年～			総事業費	

【事業目的】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる「伴走型相談支援」の充実と「経済的支援」を一体として実施することにより、安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的とします。

【事業概要】

〈実施主体〉 島原市

〈補助率〉 国2/3 県1/6 市1/6 →R5.10～(伴走型相談支援のみ)国1/2 県1/4 市1/4

〈対象者〉 令和５年４月１日以降に妊娠届出をされた方（保険健康課）
令和５年４月１日以降に出生届出をされた方（こども課）

〈内　容〉 伴走型相談支援：妊娠届出時、妊娠８か月時、出産後に保健師等による面談
経済的支援：出産応援ギフト５万円相当を支給（保険健康課）
子育て応援ギフト５万円相当を支給（こども課）

①妊娠届出時:保険健康課	②妊娠8か月時:保険健康課	③出生届出後:こども課
保健師・助産師等の面談を実施。妊娠中の過ごし方や利用できるサービス等一緒に確認し、出産までの見通しを立てます。	希望者に保健師・助産師等による面談を実施。 産前・産後サービス利用を一緒に検討・提案。夫の育児休業取得の推奨や両親学級等の紹介など。	乳児家庭全戸訪問時に面談を実施。育児情報の交換の場など紹介。産後ケア等のサービス紹介。育休給付、保育園入園、求職相談窓口の紹介など。

科目	4款	1項	4目	目名称	健康対策費	保険健康課（保健センター）

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	新規事業開始	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

当初予算書
179P

事業名	【継続】 塵芥処理事業				
当初予算額	財源内訳				(単位：千円)
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
984,781				46,595	938,186
事業期間				総事業費	

【事業目的】

一般家庭から排出される可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみの収集と適正な処理を図るとともに再資源化を推進します。

塵芥処理事業費　984,781千円

【事業概要】

ごみ収集業務
- 島原市内の一般廃棄物の収集運搬業務を民間事業者に業務委託
- 可燃ごみ　週2回収集、　資源ごみ・不燃ごみ　月2回収集

可燃ごみ

収集委託経費
70,954千円

資源・不燃ごみ

リサイクル
缶、ビン、ペットボトル、プラ等

収集委託経費　63,901千円

不燃ごみ

【中継（圧縮）】
東部リレーセンター

【処理】
県央県南広域環境組合
（県央県南クリーンセンター）

負担金　720,486千円

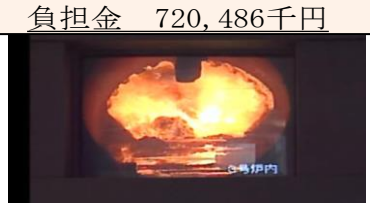

溶融処理

【中間処理（分別・梱包）】
島原リサイクルプラント等
（島原地域広域市町村圏組合）

・処理委託料　24,420千円

・負担金・施設使用料　47,389千円

再資源化

・再資源化

・再商品化

埋立処理

【廃品回収】
子ども会などの団体

報奨金等　1,500千円

【その他】
ごみ袋作成経費、ごみ袋販売委託料、クリーンボックス、消耗品等の購入費等
56,131千円

科目	4款	2項	2目	目名称	塵芥処理費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	継続して実施

当初予算書
179P

事業名	【継続】 ４万人のごみ減量プロジェクト推進事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1,077				897	180
事業期間	令和元年度～			総事業費	

【事業目的】

１人１日当たりのごみ焼却量８５０ｇを目標として、引き続き４万人のごみ減量プロジェクトを推進し、可燃ごみの減量を目指します。

【事業概要】

○草木ごみの減量化検証事業 （新規）

他市調査で家庭ごみの9%は草木ごみであるといわれるが、本市のごみ質調査は、生ごみ等の関係で寒い時期を選んで行われており、草木ごみの割合が小さく出ています。

一方現状としては、家庭からの草木ごみが乾燥等されないまま大量に出されることが多く、この部分を対策することで、ごみ減量化につなげることができると考えられます。

新年度において、草木ごみの減量化に向けた以下の検証事業を行います。

▹市民清掃で収集されたごみを一定期間乾燥させてリレーセンターに搬入します。
⇒ごみ処理を行う県央県南広域環境組合からも草木ごみ減量の要請あり
⇒別途市民清掃予算を乾燥スケジュールに組み替えて予算計上
⇒年間の市民清掃分を一括して乾燥させるための最終処分場内の整備⇒770千円

▹草木ごみの乾燥後排出について一般家庭向けの周知を行う
⇒周知経費　67千円

○事業所ごみ減量推進事業 （新規）

1人1日850gを推進しているが、ベースとなるごみ量は、一般家庭からのごみだけでなく事業所から出る事業系一般廃棄物も含んで算定されています。これまで、一般家庭向けの周知活動を中心に行ってきましたが、事業所に向けてもごみ減量化の呼びかけを行うことで、さらに減量化を推進することができます。

具体的には、商工会議所及び有明町商工会の会報配布を活用し、年各3回、また飲食店については食品衛生協会の会員に対し郵送によりごみ減量化にかかるチラシを配布します。
⇒周知経費　60千円

現在取り組んでいる
○市庁舎ごみ減量推進
○水切り隊による水切り運動
○協力団体の登録・活動依頼
○生ごみ堆肥化事業
○プロジェクトの周知
（毎月の広報、毎月ラジオ出演、ケーブルテレビ、各種講座等）
についても継続して実施していきます。

科目	4款	2項	2目	目名称	塵芥処理費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	4万人のごみ減量 プロジェクトの推進	4万人のごみ減量 プロジェクトの推進	4万人のごみ減量 プロジェクトの推進

事業名	【継続】 し尿処理事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
186,271				10,006	176,265
事業期間				総事業費	

【事業目的】

市内の家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正に処理し、生活環境並びに自然環境の保全に努めます。

【事業概要】

前浜クリーン館は、1日に144kℓのし尿・浄化槽汚泥を処理できる能力を持ち、高負荷脱窒素処理方式に高度処理設備を付加した処理方式を採用し、水質、臭気などの公害防止や周辺の環境保全に万全を期した施設です。また、処理過程で発生する汚泥を堆肥化する施設を備え、農地等への還元を図るなど、循環型の施設となっています。

●主な事業費

・消耗品費（薬品費など）　46,600千円
・燃料費（灯油代など）　9,795千円
・光熱水費（電気料金など）　79,000千円
・修繕料　3,700千円
・委託料（運転管理業務委託料など）　45,980千円

■搬入量　（単位：㎥）

年度	R3年度
1. し尿	32,955.42
2. 浄化槽汚泥	20,156.61
3. コミプラ汚泥	326.39
合計	53,438.42

前浜クリーン館

■肥料生産及び配布数（15kg/袋）

年度		R3年度
1. 生産数	袋	14,917
	kg	223,755
2. 配布数	袋	14,421
	kg	216,315

汚泥発酵肥料「しまばらん恵」
販売価格：90円（15kg/1袋）

科目	4款	2項	3目	目名称	し尿処理費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理	前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理	前浜クリーン館でのし尿・浄化槽汚泥の処理

当初予算書
181P

事業名	【継続】 前浜クリーン館設備更新事業				
当初予算額	財源内訳 (単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
93,000			93,000		
事業期間	平成２９年度～			総事業費	

【事業目的】

前浜クリーン館の運転維持の為、機器整備を行って、施設の長寿命化を図るものです。

【事業概要】

前浜クリーン館は、建設から６年を経過しており、経年劣化に伴う設備の更新が必要となっております。当施設では、日々、し尿と汚泥の処理及び資源化を行っており、収集業者からの搬入量は運用当初の予定からすると増加しており、今回更新を予定する機器は、推奨整備時期を経過しているポンプ類、水処理の主要を担う脱水機など消耗が激しいものばかりです。いずれも現状を放置し運転停止となれば、島原市内のし尿及び浄化槽汚泥の処理ができなくなる恐れがあるため、定期修繕工事を行うものであります。

【工事内訳】

①電気浸透式脱水機
②造粒機
③ポンプ類
④水中ミキサー・ポンプ
⑤汚泥渦巻ポンプ
⑥計装コンプレッサー

電気浸透式脱水機

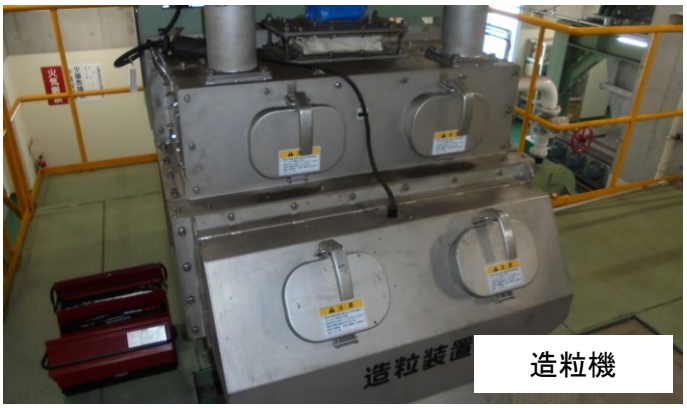

造粒機

汚泥渦巻ポンプ

科目	4款	2項	3目	目名称	し尿処理費	環境課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	前浜クリーン館の機器整備による長寿命化を図ります。	前浜クリーン館の機器整備による長寿命化を図ります。	前浜クリーン館の機器整備による長寿命化を図ります。